

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	移動タンク貯蔵所における事故時の応急措置命令	
根拠法令等及び条項	消防法第16条の3第4項	
処分基準	根拠条項	消防法第16条の3第4項
	参考事項	消防法第16条の3第1項及び第3項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第16条の3 4 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	